児童生徒の出席停止

和洋女子大学特任教授　柴内（しばない）　靖（やすし）

【Case】

市内のある中学校は、かつて学校が荒れた状態の時期があったが、現在は全体的に落ち着いて授業も正常に行われている。しかしながら、このところ２年生の男子生徒２名が他の生徒に暴力を振るう行為や器物破損するなどの行為が見られた。その都度、指導に当たるとともに、当該保護者に連絡し、協力を求めた。また、問題行動が繰り返されたので、スクールカウンセラーや関係機関の方を加えたケース会議を開催し、具体的な対応の在り方を協議した上で指導に当たった。しかし、指導に効き目がなく、次第に指導に当たる教師に対して暴言を吐いたり、問題行動がエスカレートするような状況となった。

校長はここで指導の限界ととらえ、市教育委員会に「性行不良に基づく出席停止」を意見具申するため、生徒指導会議や企画委員会等で職員から意見を求めたところ、賛否両論があったが、出席停止となった場合の対応を含めて協議し、最終的に意見具申することとした。

【関係法令】学校教育法第35条第１項

市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認められる児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

一　他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
二　職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
三　施設又は設備を損壊する行為
四　授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

【ワンポイントレッスン】

児童生徒の「出席停止」については、「二つの出席停止」がある。感染症予防のための学校保健安全法に基づく出席停止と、性行不良のための学校教育法に基づく出席停止である。

性行不良に基づく出席停止は、いわゆる校内暴力等が発生し学校の荒れが問題視された時期によく叫ばれたが、近年いじめが増加し、いじめの問題の解決に向けて、「いじめ防止対策推進法」が制定され、その中の第26条において「出席停止制度の適切な運用等」が示され、再認識した教員も多いと思われる。

１　性行不良に基づく出席停止の全国の状況

文部科学省が公表した平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果では、小学校１件・中学校７件の計８件である。その理由は、対教師暴力６件、生徒間暴力２件、授業妨害２件、いじめ１件、器物破損１件、その他１件（複数回答可）となっている。過去の調査結果を見てみると、昭和60年度からの調査ではその年に137件報告され、平成になってからは平成11年度84件が一番多く、平成18年度60件の報告以降は減少傾向にある。

２　性行不良に基づく出席停止とは

性行不良に基づく出席停止は、旧文部省が昭和58年12月５日発の「公立の小学校及び中学校における出世停止等の措置について」の通知の中で、「本人に対する懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点」で設けられたことが示されている。

つまり、問題行動を繰り返し行う児童生徒を一定期間学校への登校をさせないこと、つまり排除する意味を持っている。しかし、懲戒という観点でないので、高等学校における停学処分とは意味合いが異なるものであり、どのような児童生徒でも教育を受ける権利を持っており、その運用では最大限考慮されなければならない。

３　出席停止（性行不良）の発動について

学校教育法の条文が示すとおり、出席停止は、学校ではなく市町村の教育委員会が当該児童生徒の保護者に対して命じるものである。そして、その要件は、条文にある１～４の要件の行為を繰り返し、更に他の児童生徒の教育に妨げがあると認められる場合に発動することとなる。

また、学校教育法第35条第２項に、命じるに当たって「あらかじめ保護者の意見を聴取すること」、「理由及び期間を記載した文書の交付」の義務があり、更に同条第４項に「出席停止期間中の学習に対する支援その他の教育上必要な措置」を講ずることが求められる。

学校は、問題行動を繰り返す児童生徒の出席停止の措置が必要であると教育委員会に意見具申するには、「なぜその措置が必要なのか」「これまでの繰り返される具体的な問題行動の状況」「これまでの指導の経過」「保護者との連携の状況」「周囲の児童生徒の状況」「他の児童生徒の教育に妨げとなる状況」等を明確にする必要がある。

４　本ケースから学ぶべきこと

学校の対応では、これまで様々な角度や手法での指導を繰り返ししていたこと、ケース会議を開き、関係機関等の協力を得ながら対応していること、職員間で問題行動の状況や指導方法を共通理解しながら指導に当たっていたことなど、指導体制を整えてしっかりと指導していたと思われる。また、「出席停止制度」について、事前に職員間で協議をしており、出席停止が「教育を受ける権利」を制限するものであり、その適用について慎重に検討していることが分かる。

その一方で、「出席停止」の意見具申を行うことが適切だったか、またその時期については今回のケースでは明確でないため判断できない。

このような問題行動は、どの学校においても起こり得るもので、いじめ問題の加害者への対応と同様に、どの段階で「出席停止」の意見具申を行うべきか、各学校での判断はそれぞれの状況を踏まえて行われることとなる。

その場合の判断基準は、「教育を受ける権利」を制限しなければならないことを踏まえつつ、他の児童生徒に危害を加えたり、授業妨害など教育の妨げがあった場合には、毅然とした判断をすることが求められるだろう。更に、教育委員会から「出席停止」が命じられた場合を考え、学校として「停止期間中の学習支援の在り方」や「家庭訪問や教育相談」など事前に全職員で考え共通理解の下、準備しておくことが大切である。

５　その他

今なお増加しているいじめ問題の改善に向けて、学校に対して加害者に対する毅然たる指導と、出席停止制度の適用を求めている声も多い。いじめ防止対策推進法第26条（出席停止制度の適切な運用）の条文に、「（略）いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。」と示されている。

しかし、ここで押さえておきたいことは、出席停止制度は、懲戒ではなく、被害児童生徒を守るための措置であること、更にこの制度を通して児童等に対して、いじめは人権侵害であり、絶対許されないことを考えさせることである。